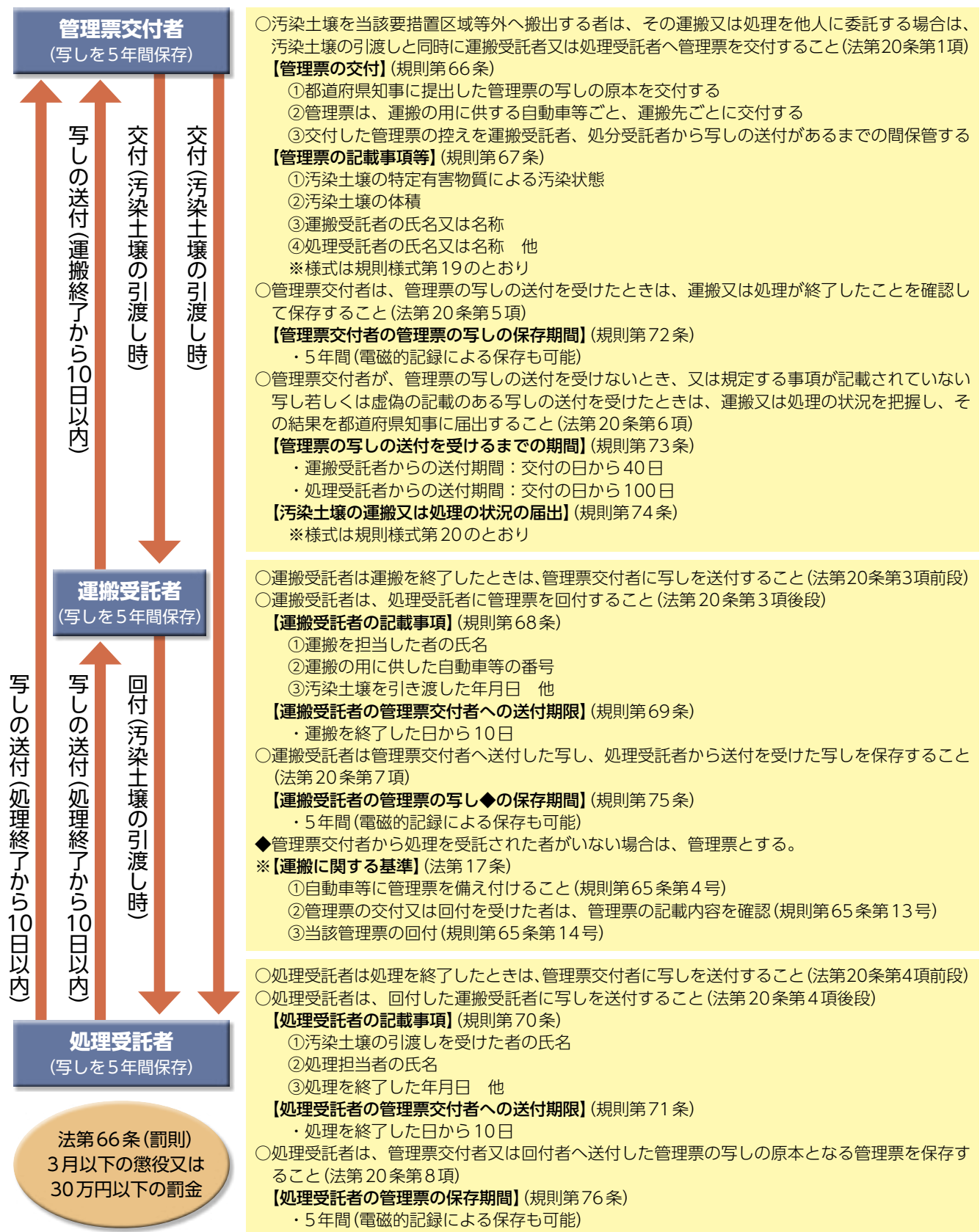


【法第20条及び第21条】



○汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者は、その運搬又は処理を他人に委託する場合は、汚染土壌の引渡しと同時に運搬受託者又は処理受託者へ管理票を交付すること(法第20条第1項)

【管理票の交付】(規則第66条)

- ①都道府県知事に提出した管理票の写しの原本を交付する
- ②管理票は、運搬の用に供する自動車等ごと、運搬先ごとに交付する
- ③交付した管理票の控えを運搬受託者、処分受託者から写しの送付があるまでの間保管する

【管理票の記載事項等】(規則第67条)

- ①汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- ②汚染土壌の体積
- ③運搬受託者の氏名又は名称
- ④処理受託者の氏名又は名称 他

※様式は規則様式第19のとおり

○管理票交付者は、管理票の写しの送付を受けたときは、運搬又は処理が終了したことを確認して保存すること(法第20条第5項)

【管理票交付者の管理票の写しの保存期間】(規則第72条)

- ・5年間(電磁的記録による保存も可能)

○管理票交付者が、管理票の写しの送付を受けないとき、又は規定する事項が記載されていない写し若しくは虚偽の記載のある写しの送付を受けたときは、運搬又は処理の状況を把握し、その結果を都道府県知事に届出すること(法第20条第6項)

【管理票の写しの送付を受けるまでの期間】(規則第73条)

- ・運搬受託者からの送付期間：交付の日から40日
- ・処理受託者からの送付期間：交付の日から100日

【汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出】(規則第74条)

※様式は規則様式第20のとおり

○運搬受託者は運搬を終了したときは、管理票交付者に写しを送付すること(法第20条第3項前段)

○運搬受託者は、処理受託者に管理票を回付すること(法第20条第3項後段)

【運搬受託者の記載事項】(規則第68条)

- ①運搬を担当した者の氏名
- ②運搬の用に供した自動車等の番号
- ③汚染土壌を引き渡した年月日 他

【運搬受託者の管理票交付者への送付期限】(規則第69条)

- ・運搬を終了した日から10日

○運搬受託者は管理票交付者へ送付した写し、処理受託者から送付を受けた写しを保存すること(法第20条第7項)

【運搬受託者の管理票の写し◆の保存期間】(規則第75条)

- ・5年間(電磁的記録による保存も可能)

◆管理票交付者から処理を受託された者がいない場合は、管理票とする。

※**【運搬に関する基準】**(法第17条)

- ①自動車等に管理票を備え付けること(規則第65条第4号)
- ②管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票の記載内容を確認(規則第65条第13号)
- ③当該管理票の回付(規則第65条第14号)

○処理受託者は処理を終了したときは、管理票交付者に写しを送付すること(法第20条第4項前段)

○処理受託者は、回付した運搬受託者に写しを送付すること(法第20条第4項後段)

【処理受託者の記載事項】(規則第70条)

- ①汚染土壌の引渡しを受けた者の氏名
- ②処理担当者の氏名
- ③処理を終了した年月日 他

【処理受託者の管理票交付者への送付期限】(規則第71条)

- ・処理を終了した日から10日

○処理受託者は、管理票交付者又は回付者へ送付した管理票の写しの原本となる管理票を保存すること(法第20条第8項)

【処理受託者の管理票の保存期間】(規則第76条)

- ・5年間(電磁的記録による保存も可能)

法第66条(罰則)
3月以下の懲役又は
30万円以下の罰金

○汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。(法第21条第1項)

○汚染土壌の処理を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。(法第21条第2項)

○運搬受託者又は処理受託者は、受託した汚染土壌の運搬又は処理を終了していないにもかかわらず、管理票の写しを送付してはならない。(法第21条第3項)